



県章

山形県公報

平成31年3月26日（火）

第3031号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県水資源保全地域の指定……………（環境企画課）…268
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 同……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…269
- 家畜伝染病発生の届出……………（畜産振興課）…同
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…270
- 県営土地改良事業計画の決定……………（同）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…271
- 同……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…272
- 同……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………（県土利用政策課）…同
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…273
- 洪水浸水想定区域の指定……………（河川課）…同
- 県営住宅の駐車場の使用料の額……………（建築住宅課）…275

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則……………277

公 告

- 平成31年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）…278
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………（農村計画課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…280
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…285
- 監査結果の公表……………（監査委員）…290
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…291

正 誤

告 示

山形県告示第179号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 村山市水資源保全地域
(2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める村山市の森林の区域
- 2 (1) 名 称 朝日町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西村山郡朝日町の森林の区域
- 3 (1) 名 称 大蔵村水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡大蔵村の森林の区域
- 4 (1) 名 称 小国町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西置賜郡小国町の森林の区域

山形県告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社F A B 3	いちまる訪問看護ステーション 山形市南栄町二丁目14番26号	訪 問 看 護	平成31. 3. 1

山形県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社F A B 3	いちまる訪問看護ステーション 山形市南栄町二丁目14番26号	介護予防訪問看護	平成31. 3. 1

山形県告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ゆかり 尾花沢市大字五十沢1099番地	ゆかり 尾花沢市大字尾花沢3026番1	就労継続支援（B型）	平成31. 2. 28

山形県告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	自立訓練（生活訓練）	平成31. 3. 6
有限会社愛・めぐみ 酒田市泉町9番19号	多機能型介護ステーションぬくもり 酒田市泉町9番19号	居 宅 介 護	同 1. 31
有限会社愛・めぐみ 酒田市泉町9番19号	多機能型介護ステーションぬくもり 酒田市泉町9番19号	重度訪問介護	同

山形県告示第184号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	東置賜郡高島町大字二井宿字大畑294の2	平成31. 3. 14

山形県告示第185号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
酒田市
- 2 調査を行った期間
平成29年4月3日から平成30年9月3日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
生石の一部
- 5 認証年月日
平成31年3月18日

山形県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
荒谷土地改良区
- 2 事務所の所在地
天童市大字荒谷2451の16番地
- 3 認可年月日
平成31年3月15日

山形県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営元能中地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営元能中地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
朝日町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成31年3月29日から同年4月26日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第188号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農地整備事業（経営体育成型）	長島地区	平成31年3月5日

山形県告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日
平成31年3月14日

山形県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字門伝字北ノ越2800番2から 同 御貸山3155番5まで	旧	19.5メートル } 7.3	361 メートル
同 上	新	27.1メートル } 19.1	同 上

山形県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字大船木字大船木沢600番22から 同 600番19まで	旧	7.0メートル } 6.5	36 メートル
同 上	新	23.6メートル } 18.6	37 メートル

山形県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大船木字大船木沢600番22から
同 600番19まで

3 供用開始の期日 平成31年3月26日

山形県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤坂真室川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市大字昭和字昭和933番3から 同 793番1まで	旧	26.0メートル } 16.0	1,680メートル
同 上	新	20.5メートル } 13.5	同 上

山形県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成31年3月26日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市今泉字広1879番216から 同 1975番4まで	旧	58.3メートル } 41.3	55メートル
同 上	新	58.3メートル } 39.0	同 上

山形県告示第195号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部県土利用政策課において縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容
山形県土地利用基本計画図に係る都市地域の拡大、農業地域の拡大及び縮小並びに森林地域の縮小
- 2 変更に係る市町
米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市、西村山郡西川町及び西置賜郡白鷹町

山形県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 寒河江市都市計画下水道事業
(2) 名 称 寒河江市公共下水道
- 3 変更の内容
設計の概要の変更
- 4 事業施行期間
昭和61年3月18日から平成35年3月31日まで

山形県告示第197号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 村山総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系小鶴沢川	次の図のとおり
最上川水系立谷川	〃
最上川水系石子沢川	〃
最上川水系倉津川	〃
最上川水系乱川	〃
最上川水系押切川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 村山総合支庁建設部西村山河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系月布川	次の図のとおり
最上川水系沼川	〃
最上川水系寒河江川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 村山総合支庁建設部北村山河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系村山野川	次の図のとおり
最上川水系白水川	〃
最上川水系日塔川	〃

最上川水系富並川	〃
最上川水系臈気川	〃
最上川水系丹生川	〃
最上川水系野尻川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

4 置賜総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系最上川	次の図のとおり
最上川水系堀立川	〃
最上川水系天王川	〃
最上川水系砂川	〃
最上川水系鬼面川	〃
最上川水系誕生川	〃
最上川水系犬川	〃
最上川水系黒川	〃
最上川水系織機川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

5 置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系置賜野川	次の図のとおり
荒川水系荒川	〃
荒川水系横川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

6 最上総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系鮭川	次の図のとおり
最上川水系真室川	〃
最上川水系金山川	〃
最上川水系上台川	〃
最上川水系泉田川	〃
最上川水系大以良川	〃
最上川水系角川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

7 庄内総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る 河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系立谷沢川	次の図のとおり
最上川水系相沢川	〃
最上川水系田沢川	〃
最上川水系小牧川	〃
赤川水系赤川	〃
赤川水系倉沢川	〃
赤川水系内川	〃
赤川水系青竜寺川	〃
日向川水系日向川	〃
日向川水系荒瀬川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第198号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第25条の3第1項に規定する使用料を次のように定め、平成31年10月1日から施行し、平成26年1月県告示第84号（県営住宅の駐車場の使用料の額）は、平成31年9月30日限り廃止する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	使用料の額（円）
県営鈴川第2アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,800
県営五十鈴アパート1号、2号及び3号	1,700
県営南山形アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,400
県営馬見ヶ崎アパート1号及び2号	1,700
県営桧町アパート1号及び2号	1,800
県営宮町アパート1号、2号、3号及び4号	1,800
県営深町アパート1号、2号、3号及び4号	1,800
県営きたまちアパート1号、2号及び3号	1,700
県営あたごアパート	1,900
県営東山住宅	1,300
県営十日町アパート	2,300
県営飯塚住宅	1,400
県営太田町アパート1号、2号、3号及び4号	1,200
県営春日アパート1号、2号及び3号	1,400
県営中田第1アパート1号、2号、3号、4号、5号及び6号	1,200
県営中田第2アパート1号及び2号	1,200
県営玉の木アパート	1,300
県営成島アパート1号及び2号	1,300
県営米沢中央アパート1号及び2号	1,700
県営相生アパート1号、2号及び3号	1,300
県営城北アパート1号及び2号	1,300
県営美原アパート1号、2号、3号及び4号	1,500
県営東部アパート1号、2号及び3号	1,500
県営茅原アパート1号、2号及び3号並びに県営茅原住宅	1,400

県営城南アパート1号及び2号	1,400
県営末広アパート1号、2号及び3号	1,300
県営大西町住宅	1,400
県営川南アパート1号、2号及び5号並びに県営川南住宅3号及び4号	1,300
県営こがねアパート1号、2号及び3号並びに県営こがね住宅	1,600
県営東泉アパート1号、2号及び3号	1,500
県営鳥海アパート1号、2号及び3号	1,400
県営新橋アパート	1,400
県営北新町アパート	1,400
県営三吉町アパート1号、2号及び3号	1,300
県営若葉東アパート1号、2号及び3号	1,200
県営南寒河江アパート1号及び2号	1,300
県営塩水アパート1号、2号、3号、4号、5号及び6号	1,300
県営土屋倉アパート1号、2号及び3号	1,400
県営金生アパート	1,400
県営鷲ヶ袋アパート1号及び2号	1,400
県営長清水アパート1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号及び9号	1,300
県営楯岡アパート	1,200
県営楯岡中町アパート	1,200
県営小出アパート1号及び2号	1,200
県営成田アパート	1,100
県営屋城町アパート	1,200
県営日光アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,500
県営長岡アパート1号、2号、3号及び4号	1,500
県営交り江アパート1号及び2号	1,600
県営天童駅西アパート1号、2号及び3号	1,700
県営天童駅南アパート1号及び2号	1,700
県営天童南部アパート1号、2号、3号、4号及び5号	1,600
県営東根中央アパート1号、2号及び3号	1,600
県営尾花沢アパート	1,200
県営関口アパート1号、2号及び3号	1,200
県営桜木アパート1号及び2号	1,400
県営近江アパート1号、2号及び3号	1,500
県営中原アパート1号及び2号	1,300
県営長崎アパート	1,400
県営谷地アパート1号及び2号	1,300
県営左沢アパート	1,100
県営大石田アパート	1,100
県営あけぼのアパート	1,100
県営糠野目アパート	1,300
県営糠野目第2アパート	1,300
県営大町アパート	1,200
県営館之北アパート	1,100
県営小国アパート1号及び2号	1,100
県営白鷹アパート	1,100
県営宝前町住宅	1,100
県営あらとアパート1号及び2号	1,200
県営飯豊アパート	1,000
県営狩川アパート	1,000

県営余目アパート	1,100
県営遊佐アパート	1,100

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第3条第4項中「第6条の2」を「第6条の4」に改める。

第6条の3を第6条の5とし、第6条の2を第6条の4とし、第6条の次に次の2条を加える。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第6条の2 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第4条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第6条の3 任命権者が職員に時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1箇月について45時間及び1年について360時間とする。

3 任命権者が職員に他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務など任命権者が特に認める業務をいう。）に従事させるために前項の限度時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、前項の規定に関わらず、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1）1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

（2）1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（3）1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

（4）1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

4 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、前項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 任命権者は、前項の規定により、第3項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

第16条 この規則の施行に関し、必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成31年8月31日までの間における改正後の第6条の3第3項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成31年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年10月12日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
 (2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成31年6月14日（金）から同月28日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課において同月28日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2677）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成31年4月9日まで縦覧に供する。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	7者	山形市大字中野目字高玉218番1ほか31筆
上山市	13者	上山市宮脇字山岸203番ほか27筆
天童市	12者	天童市大字高掬字中袋2189番ほか45筆
山辺町	2者	東村山郡山辺町大字大塚字大塚1145番ほか5筆
中山町	1者	東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦3371番ほか5筆
寒河江市	28者	寒河江市大字寒河江字起田野698番ほか61筆
河北町	12者	西村山郡河北町谷地字海老鶴37番ほか30筆
西川町	1者	西村山郡西川町大字間沢字サツテロ183番5ほか66筆
朝日町	1者	西村山郡朝日町大字和合字川前2834番1ほか12筆

大江町	7者	西村山郡大江町大字富沢字大山960番104ほか13筆
村山市	36者	村山市大字楯岡字飯島7747番1ほか179筆
東根市	15者	東根市大字長瀬字西方6206番1ほか49筆
尾花沢市	19者	尾花沢市大字鶴子字合ノ原778番1ほか73筆
大石田町	16者	北村山郡大石田町大字豊田字稲田1819番1ほか65筆
新庄市	4者	新庄市大字松本字東浦724番ほか16筆
真室川町	2者	最上郡真室川町大字川ノ内字春木野455番ほか16筆
大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1271番1ほか8筆
鮭川村	1者	最上郡鮭川村大字庭月字曾平川原5515番
戸沢村	2者	最上郡戸沢村大字古口字板敷562番4ほか6筆
南陽市	11者	南陽市長瀬字鈴振田453番1ほか56筆
高島町	6者	東置賜郡高島町大字竹森字坂下5207番1ほか24筆
川西町	47者	東置賜郡川西町大字上小松字田中屋敷707番1ほか394筆
長井市	21者	長井市清水町二丁目2771番ほか105筆
小国町	1者	西置賜郡小国町大字町原字石塚一534番ほか26筆
白鷹町	6者	西置賜郡白鷹町大字横田尻字北元田尻1914番ほか96筆
飯豊町	19者	西置賜郡飯豊町大字中字山王原2245番1ほか99筆
鶴岡市	89者	鶴岡市長沼字上新田238番1ほか630筆
酒田市	34者	酒田市宮内字田中嶋47番ほか177筆
三川町	1者	東田川郡三川町大字猪子字高尾倉232番ほか4筆
庄内町	45者	東田川郡庄内町余目字東小島499番ほか243筆
遊佐町	6者	飽海郡遊佐町庄泉字宮ノ前73番ほか66筆

2 申請年月日

平成31年3月7日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年4月9日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営鈴川第2アパート1号	山形市鈴川町三丁目18-48	3K	44.4	2	一般用	11,900	13,800	15,700	17,800	19,800	19,800	3月分の家賃に相当する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200	単身可
同	同	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200	
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	19,800	19,800	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200	
同 五十鈴アパ一ト1号	同 大野目二丁目2-52	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	単身可
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400	
同 馬見ヶ崎アパート1号	同 円応寺町21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	単身可
同	同	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 桜町アパ一ト2号	同 桜町四丁目12-20	同	61.0	1	同	19,800	22,800	26,100	29,500	33,700	38,900	
同 宮町アパ一ト1号	同 宮町二丁目8-23	同	66.5	1	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	

同 きたまちア パート3号	同 桜町三丁 目2-9	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	2DK	61.5	2	特定目的用 (身障者用)	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	单身可
同 飯塚住宅2 号	同 飯塚町 1353-1	3DK	67.0	1	一般用	26,600	30,700	35,100	39,500	45,200	52,200	
同 鷺ヶ袋アパ ート1号	同 上山市旭町二丁 目7-1	同	54.6	2	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 2号	同 7-2	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	单身可
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 長岡アパー ート2号	同 天童市中里一丁 目2-2	同	75.9	1	同	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	54,000	
同 天童駅西ア パート3号	同 駅西二丁 目2-31	同	64.2	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	37,900	
同	同	同	61.0	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,100	
同 天童南部ア パート2号	同 南町三丁 目18-2	同	79.9	1	同	29,200	33,700	38,600	43,500	49,700	57,400	
同 近江アパー ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパー ート1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同 南寒河江ア パート1号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	单身可
同	同	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900	

同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同 東根中央ア パー ト1号	東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 尾花沢アパ ー ト	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同 大石田アパ ー ト	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	
同	同	同	59.4	2	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年4月2日から同月7日までの午前10時から午後6時まで
ただし、郵送の場合は、平成31年4月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成31年6月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年3月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原了パー ト1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 19 -28	同	77.0	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	
同 東部了パー ト1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原了パー ト2号	同 茅原草 見鶴16-1	同	58.4	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	4DK	71.5	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 3号	同	3DK	64.2	1	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南了パー ト1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同	同	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 2号	同 9 -30	同	64.2	2	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 未広了パー ト3号	同 未広町23 -60	2LDK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	3DK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 川南了パー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,400	17,800	20,400	23,000	26,200	30,300	

同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,600
同 川南住宅3号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200
同	同	同	54.6	1	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200
同 4号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,700
同 川南アパ-ト5号	同 1-5	同	55.7	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,100	33,500
同 こがねアパ-ト1号	同 こがね町一丁目21-1	3DK	63.5	3	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100
同	同	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100
同 3号	同 21-14	同	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800
同 東泉アパ-ト1号	同 東泉町四丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 3号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
同 鳥海アパ-ト1号	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	3	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700
同 3号	同	同	67.0	2	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,500
同 北新町アパ-ト	同 北新町一丁目1-58	2DK	55.0	3	同	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400
同	同	3DK	64.3	3	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900

单身可

同 ト	余目アパー	東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	同	62.6	2	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700		
同 ト	狩川アパー	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	单身可	
	同	同	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500		
同 ト	遊佐アパー	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年4月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、平成31年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成31年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成31年2月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成31年3月26日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関18箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
内 陸 食 肉 衛 生 検 査 所	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
朝 日 学 園	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
青 年 の 家	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
東 桜 学 館 中 学 校	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
山 形 東 高 等 学 校	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
東 桜 学 館 高 等 学 校	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
上 山 警 察 署	平成31年2月28日	鈴木委員	武田委員
職 員 育 成 セ ン タ ー	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
衛 生 研 究 所	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
朝 日 少 年 自 然 の 家	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
山 形 南 高 等 学 校	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
山 形 中 央 高 等 学 校	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
霞 城 学 園 高 等 学 校	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
山 形 養 護 学 校	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
山 形 盲 学 校	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員

上 山 高 等 養 護 学 校	平成31年2月28日	伊藤委員	加藤委員
-----------------	------------	------	------

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 青年の家

(イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的な理由もなく年度末残高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成29年度末残高 117,248円（198.5パーセント）

平成29年度年間使用額 59,064円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(山形盲学校)

(ロ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(内陸食肉衛生検査所)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成31年2月12日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成31年3月26日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監 査 対 象 機 関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
最上教育事務所	支出事務が適切でないものがある。	物品発注台帳、予算差引簿及び出納簿の作成により、発注から納品、請求行為までの進行管理を把握する体制をとった。 また、請求漏れ等を防止するため、月2回の頻度で、台帳等を総務課長がチェックした上で、所長等管理職に報告する体制を確立した。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30.11.27	第2998号	1117	下から22	白ケ沢	白ケ沢

平成31年3月26日印刷 発行所 山形県庁
平成31年3月26日発行 発行人 山形県